

りんかブ

中山千夏
Nakayama Chinatsu

●返事すれば半年 だんまりは一年

逮捕して留置所暮らしを強いること三六八日。その間、弁護士のほかは家族にも会わせず。第一審が開かれた二日後によつやく保釈。保釈金一〇〇〇万円。どんな悪党だつて、こんな仕打ちはいかんでしょう。お仕置きは、きちんと罪科が定まつてからでなくちや。大阪地検もやるもんだけど、秋田地検も「いいなあ。秋と田の間に「れ」を入れたい。」

当コラムの第三三回（二〇〇九年一二月一一日号）に書いた、元農業町長・岩川徹のその後だ。岩川は、〇九年四月の北秋田市長選に立候補。落選後の七月二三日、公職選挙法違反の疑いで逮捕。翌一〇年七月二三日初公判。一五日保釈。本年二月一〇日、結審。一六日が判決だから、これが読者に届くころには、結果が出ている。シロウト目には無罪

だが、はて、裁判官はねえ。検察調書信者が多いから。岩川から三〇万を受け取つて事前運動したとの疑いで、同時に逮捕されたN氏は、容疑を認め、一審でも争わず、早くも〇九年一〇月に有罪・執行猶予の判決を受けた。しかしその後、翻意して控訴したが、一〇月六日、棄却。最高裁に上告中、というのが昨年、七月現在の状況だ。これを岩川の裁判官がどう裁量するか、だよね。

それにしても。厚労省の村木厚子さんやほかのデツチ上げ事件、そしてこれと見てくると、手口がそつくりなのに感心する。検察&警察にはこのテのマニュアルがあるに違ひないよ。まず共犯關係とみなした両方を捕まえて、弱い方から攻めてそいつの有罪を決め、強くて言うままにならないやつは長期勾留でこらしめる。否認でも返事はしたから村木は半年、こしゃくにも完黙したから岩川は一年、とこのあたりも内規でもあるんじゃないの。そして、強引な証拠、それも日付のねじ曲げ。村木ケースでは証拠改竄すらしたことが発覚した。岩川ケースでもそれに近いことをしている。あんまりおもしろいので詳述せずにいられない。いろいろあるんだけど、字数に余裕がないから、ちょっとだけね。

検察のシナリオでは、二月一六日

48

週刊金曜日 2011.3.18 (839号)

話の特集

と三月一七日、「るの二度にわたって金の受け渡しと依頼があつた。対して岩川側は、金は不案内な土地での運転と道案内を依頼した労務対価である、と主張。しかも、最初の依頼と受け渡しはすでに一月中にあったので、それを二月一六日とする調書は地検のシナリオだった、自由になりたくて徒つた、と無実を訴えて控訴したが、一〇月六日、棄却。最高裁に上告中、というのが昨年、七月現在の状況だ。これを岩川の裁判官がどう裁量するか、だよね。

シロウト考へでは、あらそへ、じやあ一回目は一月だったのね、そこは訂正しましょ、とやればよさそうに思うが、それでは具合が悪いらしい。検察はどうしても二月一六日を最初の日付にしたい。そのためには、たたかのひとつが、傑作。岩川家の電話の通話記録を見れば、いつN氏に連絡をとり始めたかわかる、といふので、検察は岩川家の電話の通話記録を取り寄せ、ほら、一月中には連絡しておりますん、と証拠として提出した。ところが、岩川家には電話が二本ある。そして検察が出した一月分の記録は、台所にある私用電話のもので、岩川が仕事に使う書類の電話のぶんは、三月以降の記録しか出さなかつた。当然、N氏との連絡は書類の電話だ。問うたところ検察は、書類のぶんは請求が遅れたので、とかなんとか答えたという。この姑息、この執念。村木ケース同様、政治的意図がぶんぶんする。岩川徹もたいへんだが、こんな検察を抱えている私たちも災難だ。

週刊金曜日 2011.3.18 (839号)

49

50